

(仮称) 朝霞市福祉等複合施設建設工事設計業務委託特記仕様書

I 業務概要

本仕様書に記載されていない事項は埼玉県建築設計業務委託共通仕様書による。共通仕様書と本仕様書の記載内容は、本仕様書を優先する。

□印及び■印の付いた項目については、■印の付いた項目を適用する。

1. 履行期間
基本設計 : 契約日から 令和7年 3月14日まで
実施設計 : 契約日から 令和8年 3月13日まで
※契約は、基本設計業務と実施設計業務でそれぞれ随意契約とする。
2. 業務内容
建築 (■総合 ■構造)
設備 (■電気 ■給排水衛生 ■空調換気 ■昇降機等)
3. 計画施設
施設名称 (仮称) 朝霞市福祉等複合施設
a. 用途 多機能福祉施設(H31国交省告示第98号 別添二 第十一号 第1類)
b. 対象面積 全体: 約 2,300 m²
c. 構造・階数 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階建
d. 工事内容 ■新築 □増築 □改築 □解体 □改修 □その他
多機能福祉施設の新築
4. 設計と条件
 - (1) 設計方針
以下について特に配慮した計画とすること。(カッコ内の数字は優先順位を示す。)
[3]工期の短縮 [1]コスト縮減 []デザイン重視
[2]メンテナンス性 []工事中の施設運営を考慮
 - (2) 敷地
 - a. 所在地 朝霞市西弁財1丁目16番地5、6
 - b. 敷地面積 約 1,150 m²
 - c. 用途地域 第一種中高層住居専用地域
 - d. 防火地域 □防火 □準防火 ■指定なし
 - e. 地域地区等 なし
 - (3) 計画条件
 - a. 耐震安全性 構造体:Ⅱ類, 建築非構造部材:B類, 建築設備:乙類
(官庁施設の総合耐震・対津波計画基準の施設分類)
 - b. 目標工事費 約 182,700万円(税込)以下
 - c. 予定工期 令和8年7月から令和10年1月

II 業務仕様

1. 業務内容、範囲及び成果物

(1) 目的

本業務は、（仮称）朝霞市複合施設 基本計画に基づき、（仮称）朝霞市複合施設建設工事実施のため設計、その他建設に必要な業務を行う。

（仮称）朝霞市複合施設は下記用途により構成する。

- ・ 児童館
- ・ 子育て世代包括支援センター
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 障害者基幹相談支援センター
- ・ 災害ボランティアセンター
- ・ 防災倉庫機能（帰宅困難者支援用、災害ボランティアセンター用）
- ・ 交流スペース
- ・ 屋内共用機能（案内インフォメーション、会議室、相談室、トイレ、授乳室、給湯室、更衣・ロッカー室、管理事務所、清掃員等控室）
- ・ 屋外共用機能（歩行者空間、オープンスペース、駐車場、ごみ集積所等）

(2) 設計図及び計算書等の作成

平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添一 1 設計に関する標準業務に示す内容のうち、以下に示す範囲を実施する。成果物は別紙 1 による。

a. 基本設計

- 設計条件の整理（設計条件確認のための一般的な現地調査を含む）
 - 条件整理
 - 設計条件の変更等の場合の協議
- 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
 - 法令上の諸条件の調査
 - 建築確認申請に係る関係機関との打合せ
- 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ
- 基本設計方針の策定
 - 総合検討
 - 基本設計方針の策定および建築主への説明
- 基本設計図書の作成
- 概算工事費の検討（単価に関する資料（見積書、単価根拠等）を含む）

工事費概算書に使用する単価、数量は監督員と協議し作成する。
- 基本設計内容の建築主への説明等
- 費用便益分析
- その他設計に必要な業務
 - 敷地測量
 - 地盤調査
 - 工期の検討
 - 透視図の作成（外観パース（鳥瞰・アイレベル）内観パース 各 2 枚）

b. 実施設計

- 要求等の確認（設計条件確認のための一般的な現地調査を含む）
 - 建築主の要求等の確認
 - 設計条件の変更等の場合の協議
- 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
 - 法令上の諸条件の調査
 - 建築確認申請に係る関係機関との打合せ

- 実施設計方針の策定
 - 総合検討 ■実施設計のための基本事項の確定
 - 実施設計方針の策定及び建築主への説明
- 実施設計図書の作成
 - 実施設計図書の作成 ■建築確認申請図書の作成
- 概算工事費の検討（単価に関する資料（見積書、単価根拠等）を含む）
工事費概算書に使用する単価、数量は監督員と協議し作成する。
- 実施設計内容の建築主への説明等
 - 設計の点検
- その他設計に必要な業務
 - 電波障害対策等に必要な資料の収集（実地調査含む）及び対策検討
 - 日影図の作成 ■工期の検討
 - 透視図の作成（外観パース（鳥瞰・アイレベル）内観パース 各1枚）
 - 積算業務
 - ・積算数量算出書（積算数量調書含む）
 - ・複合単価等資料，見積検討資料（見積の徴収），見積一覧表，拾い図・刊行物の写し（採用単価をマーキングにより表示）

(3) 実施設計における各種申請手続き業務

- 土壌汚染対策法に係る協議
- 都市計画法施行規則第 60 条申請
- 防災計画評定又は防災性能評定
- 朝霞市開発事業等の手続き及び基準等に関する条例手続き
各課協議、標識看板の作成・設置・撤去、設置報告書等の作成・届出、住民説明の実施、説明報告書の作成・届出
- 消防法施行令第 32 条に基づく申請
- 建築確認申請（■構造適判）
- 埼玉県福祉のまちづくり条例に基づく申請
- ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に関する申請
- 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく設計住宅性能評価申請
- 埼玉県建築物環境配慮制度（CASBEE 埼玉県）に関する申請
（総合的な環境保全に関する検討・評価資料の作成を含む）
- 建築物省エネ法に基づく省エネルギー関係計算書の作成及び申請
- 朝霞市景観条例及び朝霞市景観計画に基づく申請
- 朝霞市地区計画の区域内における行為の届出

(4) 同施設関連の別発注業務

- 無 有

2. 業務の実施

(1) 一般事項

- ・基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等（別紙2）によって行う。
- ・実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等（別

紙2) によって行う。

- ・業務計画書の業務工程には各業務の作業期間を記載し、現地調査等の実施時期や図面の初稿完成予定時期、積算数量算出書の作成完了予定時期なども記載する。
- ・施設の計画にあたっては、各種ハザードマップで想定されている所在地における災害（浸水、土砂災害、地震等）を考慮し、室や機器の位置、構造等を決定する。
- ・材料及び工法等の選定は維持管理費用を含めた比較を行う。
- ・電気設備、機械設備等の選定にあたっては、省エネルギー、省資源、リサイクル性などの環境性能を重視すること。
- ・積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等（別紙2）によって行う。

(2) 特記事項

- ①基本設計、実施設計作業中に適宜、施設関係者に設計内容の確認をして計画を決定していく。また、そのために必要となる資料の作成を行うこと。
- ②基本設計および実施設計の過程において、近隣住民や市議会等への説明（説明会含む）を行う際は、資料作成、開催通知、説明会参加等を行うこと。
- ③ZEB化の検討をすること。
- ④緑地（緑地、屋上緑化、壁面緑化）の設置を検討すること。
- ⑤太陽光発電設備の設置を検討すること。
- ⑥電気自動車充電システムの設置を検討すること。
- ⑦災害用自家発電設備、ほか災害対策設備の設置を検討すること。
- ⑧基本設計において、建築構造（鉄筋コンクリート造及び鉄骨造）についての比較検討（長所、短所、工事工程、工事費概算算出等）を行い、構造の決定を行う。
- ⑨計画建物は埼玉県福祉のまちづくり条例に適合した計画とし、すべての人が安全に安心して、円滑かつ快適に利用できる建物とすること。
- ⑩設計及び確認申請、市開発条例協議にあたり必要となる測量を行う（現地踏査、境界測量、現地測量、高低測量、真北測量、境界杭設置、境界確定、面積計算、現況平面図、その他業務に必要なものを作成）
- ⑪設計にあたっては、事前に地盤調査を実施する。（ボーリング調査：18.4 m×1箇所想定）
調査箇所や詳細については、監督員と協議の上決定すること。
- ⑫埋蔵文化財確認調査の手続きを行うこと。
- ⑬積算業務において、本業務履行期間中に、労務単価等の変更があった場合には、単価入替の対応を行うこと。
- ⑭当該事業が国庫補助事業に該当し、その交付申請を行う場合は申請書類の作成等に協力すること。
- ⑮工事の契約については、議会承認を要するため、朝霞市議会への説明用資料の作成に協力すること。
- ⑯建築工事にて準備すべき家具、予算化が必要な備品等は、監督員および施設所管課との打合せにより決定する。
- ⑰本業務が完了した後であっても、発注者からの設計内容に関する質疑・問合せに対して、速やかに回答を行うこと。

- ⑱基本設計及び実施設計において、工事工程計画の検討を行う。工事の安全確保を前提に、円滑な工事実施を目指し、検討を行うこと。
- ⑲図面の製本については、行うものとし、時期や冊数については監督員と協議し決定すること。(想定A3 2つ折り 15部程度)
- ⑳本業務において送信する電子メール及び電子メールに添付する書類については、コンピュータウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施するものとする。
- ㉑本業務上知り得た情報等については、市の承諾なしに本業務以外で使用してはならない。また、第三者に漏えいしてはならない。なお、この守秘義務は契約終了後も継続するものとする。受託者の責により秘密が漏えいし、市が損害を受けた場合、受託者はその損害に対し賠償の責を負う。
- ㉒建築工事実施のために必要となる申請、届出及びそれに係る資料作成及び手数料等の費用は受託者の負担とする。
- ㉓費用便益分析は「都市構造再編集中支援事業の費用便益分析マニュアル(案)(令和2年12月)」に基づき分析を行う。
なお、本分析業務については、承諾願いを提出することにより朝霞市建築設計業務委託契約約款第12条に基づく再委託の対象とする。

(3) 提出物

- ・業務着手届
- ・管理技術者等選任届・同経歴書
- ・組織表
- ・協力事務所承諾願
- ・業務工程表 書式は任意とし、契約後14日以内に提出する。
- ・業務計画書 書式は任意とし、契約後14日以内に提出する。
- ・月報 書式は任意とし、翌月10日頃までに監督員に提出する。
- ・各種報告書 現場で行った調査項目において各々まとめ、監督員に提出するものとする。
 - 地盤調査報告書 2部
 - 測量調査報告書 2部
 - 電波障害発生予測調査報告書 2部
 - その他必要に応じて
- ・打合議事録 監督員をはじめ、関係機関と打ち合わせを行った際には必ず、打合せ記録を作成し、2日以内に監督員に提出する。
- ・業務完成届
- ・委託業務実施報告書
- ・成果物(別紙1参照)

(4) 業務の工程計画

業務の工程計画(案)については、以下とする。

業務内容	時期
基本設計業務契約締結 基本設計着手 条件整理、現地調査	令和6年 6月

地盤調査 測量調査 構造形式の比較検討・決定 太陽光発電設備設置検討・決定 ZEB 化の検討	令和6年 7月～9月
基本設計説明書（案）提示	令和6年10月
近隣自治会への説明・意見聴取	令和6年11月
成果品納品 ・基本設計説明書完成 ・概算工事費提示	令和7年 1月上旬
実施設計業務契約締結 実施設計着手	令和7年 4月
実施設計図面仮提出	令和7年 8月
予算用工事費提出	令和7年 9月
実施設計図面完成	令和7年11月
内訳書完成	令和8年 1月
単価入替	令和8年 2月下旬
成果品納品	令和8年 3月上旬

※検査（中間、完了）は、朝霞市契約検査課の検査を受検する。（内容及び時期は受注後協議）

(5) 管理技術者の資格要件

・管理技術者

十分な経験・知識を有する者とし、かつ、下記の資格を有する者とする。

■建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士

□建築士法施行規則（平成27年国土交通省令第8号）による建築設備士又は建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士

・担当主任技術者

建築意匠、建築構造、電気設備及び機械設備の担当主任技術者は、今回の業務を遂行するための、十分な経験・知識を有するものとする。担当主任技術者の決定に当たっては、監督員に届出をし、了承を得ることとする。

(6) 照査技術者

成果物の内容の全般に渡る精査を行う照査技術者を定め、監督員に通知し、承認を得ること。また、変更した場合も同様とする。

照査技術者についての資格等については、監督員と協議するものとするが管理技術者と同等程度の経験等を有する者とし、原則管理技術者とは兼ねることはできないものとする。

基本設計完了時、実施設計完了時に照査報告書を監督員に提出するものとする。照査報告書の様式は、任意とするが、監督員の承諾を得るものとする。

(7) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、打合せ後に記録を作成し、監督員に提出する。

- a. 業務着手時
- b. 業務着手後2週に1回程度
- c. 監督員又は管理技術者が必要と認めた時
- d. その他（ ）

(8) 貸与資料等

貸与資料	電子データ	貸与時期	摘要
■近隣柱状図	無	業務着手時	

貸与場所（ 財産管理課 ） 貸与時期（ 業務着手時 ）

返却場所（ 財産管理課 ） 返却時期（ 貸与後10日間 ）

※貸与資料等は当該設計業務においてのみ使用を認めるものとする。

(9) 成果物の提出場所

朝霞市役所財産管理課

(10) 成果物の取り扱いについて

成果物の著作権は、無償で発注者に譲渡するものとする。また、提出された CAD データ等については、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用するものとする。

別紙1 成果物リスト

・基本設計

成果物等	標準縮尺	紙出力	電子データ
a. 総合			
<ul style="list-style-type: none"> ■計画説明書（設計検討含む） ※基本設計説明書 			
<ul style="list-style-type: none"> ■仕様概要書 ■仕上概要表 ■面積表及び求積図 ■敷地案内図 ■配置図 ■平面図 ■断面図 ■立面図 ■日影図 			
<ul style="list-style-type: none"> ■工事費概算書 			
b. 構造（必要に応じて）			
<ul style="list-style-type: none"> ■構造計画説明書 ■構造設計概要書 ■工事費概算書 			形式
c. 電気設備		<ul style="list-style-type: none"> ■15部 ※基本設計説明書に含む 	<ul style="list-style-type: none"> ■pdf ■Excel
<ul style="list-style-type: none"> ■電気設備計画説明書 ■電気設備設計概要書 ■工事費概算書 ■各種技術資料 ■太陽光発電設備比較検討書 ■発電機容量等比較検討書 			媒体
d. 給排水衛生設備			CD-R等
<ul style="list-style-type: none"> ■給排水衛生設備計画説明書 ■給排水衛生設備計画概要書 ■工事費概算書 ■各種技術資料 			2部
e. 空調換気設備			
<ul style="list-style-type: none"> ■空調換気設備計画説明書 ■空調換気設備設計概要書 ■工事費概算書 ■各種技術資料 ■空調方式比較検討書 			
f. 昇降機等			
<ul style="list-style-type: none"> ■昇降機等計画説明書 ■昇降機等設計概要書 ■工事費概算書 ■各種技術資料 			

注1 「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計を取りまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。

2 b～eに掲げる成果図書は、aに掲げる成果図書に含まれる場合がある。

3 「計画説明書」には、設計主旨及び計画概要に関する記載を含む。

4 「設計概要書」には、仕様概要及び計画図に関する記載を含む。

5 電子データの形式は監督員と協議による。

・実施設計

成果物等	標準縮尺	紙出力	電子データ
a. 総合			
<ul style="list-style-type: none"> ■建築物概要書 ■特記仕様書 ■仕上表 ■面積表及び求積図 ■敷地案内図 ■配置図 ■平面図 ■屋根伏図 ■断面図 ■立面図（各面） ■矩計図 ■天井伏図 ■平面詳細図 ■展開図 ■部分詳細図 ■建具表 ■外構図 ■外構詳細図 ■仮設計画図 	<ul style="list-style-type: none"> — — — — 1/3000 1/500 1/200 1/200 1/200 1/200 1/200 1/20 1/20 1/50 1/50 1/50 1/500 1/50 1/500 	<ul style="list-style-type: none"> ■原図 (A1:製本1部) ■図面出力 (A3に縮小: 製本15部) 	<ul style="list-style-type: none"> 形式 ■jww ■dxf ■pdf ■Excel 媒体 CD-R等 2部
<ul style="list-style-type: none"> ■各種計算書 ■その他必要な図書 ■日影図 	<ul style="list-style-type: none"> — — — 	<ul style="list-style-type: none"> A4:1部 監督員指定 	
b. 構造（必要に応じて）			
<ul style="list-style-type: none"> ■仕様書 ■構造基準図 ■伏図（各階） ■軸組図 ■部材断面表 ■部分詳細図 ■構造計算書 ■その他必要な図書 	<ul style="list-style-type: none"> — — 1/100 1/100 1/30 1/20 — — 	<ul style="list-style-type: none"> ■原図 (A1:製本1部) ■図面出力 (A3に縮小: 製本15部) 	<ul style="list-style-type: none"> 形式 ■jww ■dxf ■pdf ■Excel 媒体 CD-R等 2部

c. 電気設備			
<ul style="list-style-type: none"> ■特記仕様書 □敷地案内図 ■配置図 ■受変電設備図 ■非常電源設備図 ■盤等結線図 ■幹線設備図 ■動力設備平面図 ■電灯、コンセント設備平面図 ■弱電設備系統図・平面図 ■火災報知器等設備系統図・平面図 ■その他設置設備設計図 <ul style="list-style-type: none"> ■太陽光発電設備図 ■部分詳細図 ■屋外設備図 	<p>—</p> <p>1/3000</p> <p>1/500</p> <p>1/40</p> <p>1/40</p> <p>—</p> <p>1/200</p> <p>1/200</p> <p>1/200</p> <p>1/200</p> <p>1/200</p> <p>—</p> <p>1/200</p> <p>1/50</p> <p>1/200</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■原図 (A1:製本1部) ■図面出力 (A3に縮小: 製本15部) 	<p>形式</p> <ul style="list-style-type: none"> ■jww ■DXF ■pdf ■Excel <p>媒体</p> <p>CD-R等 2部</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■各種計算書 ■その他必要な図書 	<p>—</p> <p>—</p>	<p>A4:1部</p> <p>監督員指定</p>	
d. 給排水衛生設備			
<ul style="list-style-type: none"> ■仕様書 □敷地案内図 ■配置図 ■器具表 ■給排水衛生設備配管系統図・平面図 ■消火設備系統図・平面図 ■その他設置設備設計図 ■部分詳細図 ■屋外設備図 	<p>—</p> <p>1/3000</p> <p>1/500</p> <p>—</p> <p>1/200</p> <p>1/200</p> <p>1/200</p> <p>1/50</p> <p>1/200</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■原図 (A1:製本1部) ■図面出力 (A3に縮小: 製本15部) 	<p>形式</p> <ul style="list-style-type: none"> ■jww ■DXF ■pdf ■Excel <p>媒体</p> <p>CD-R等 2部</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■各種計算書 ■その他必要な図書 	<p>—</p> <p>—</p>	<p>A4:1部</p> <p>監督員指定</p>	

<p>e. 空調換気設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ■特記仕様書 □敷地案内図 ■配置図 ■機器表 ■空調設備系統図・平面図 ■換気設備系統図・平面図 ■その他設置設備設計図 ■部分詳細図 ■屋外設備図 	<p>— 1/3000 1/500 — 1/200 1/200 1/200 1/50 1/200</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■原図 (A1:製本1部) ■図面出力 (A3に縮小: 製本15部) 	<p>形式</p> <ul style="list-style-type: none"> ■jww ■DXF ■pdf ■Excel <p>媒体</p> <p>CD-R等 2部</p>
<p>f. 昇降機等</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ■各種計算書 ■空調負荷計算書 ■換気計算書 ■その他必要な図書 	<p>— — —</p>	<p>A4:1部 A4:1部 A4:1部 監督員指定</p>	<p>形式</p> <ul style="list-style-type: none"> ■jww ■DXF ■pdf ■Excel <p>媒体</p> <p>CD-R等 2部</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■仕様書 □敷地案内図 □配置図 ■昇降機等平面図 ■昇降機等断面図 ■部分詳細図 	<p>— 1/3000 1/500 1/100 1/100 1/50</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■原図 (A1:製本1部) ■図面出力 (A3に縮小: 製本15部) 	<p>形式</p> <ul style="list-style-type: none"> ■jww ■DXF ■pdf ■Excel <p>媒体</p> <p>CD-R等 2部</p>
<p>G. その他総合</p> <ul style="list-style-type: none"> ■積算図書 <ul style="list-style-type: none"> ・設計金額内訳書A4印刷 ・参考数量書(金抜き内訳書) A4印刷 ・積算数量調書 ・拾い図A3版(A4サイズ折り) ・単価根拠書(複合単価等資料, 見積検討資料, 見積書(原本), 見積一覧表, 刊行物写し, 代価表等) ・各種計算書 各一部ずつ ハードファイル入り ■起工用図書 <ul style="list-style-type: none"> ・設計図A3版(A4サイズ折り) ・設計金額内訳書A4印刷 ・参考数量書(金抜き内訳書) A4印刷 各一部ずつ ハードファイル入り ■契約用設計図書 (折らない状態でクリップ留め) ■行政手続き書類 ■国庫補助申請関係図書 (必要に応じて) 	<p>— — — — —</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■左記の通り ■左記の通り ■A3出力: 2部 ■A4印刷:3部 ■監督員指定 	<p>形式</p> <ul style="list-style-type: none"> ■jww ■DXF ■pdf ■Excel <p>媒体</p> <p>CD-R等 2部</p>

■その他建築確認に必要な図書 ■工事工程表	— —	■A3印刷:3部 ■A3印刷:2部	
■入札用図書データ ・設計図（A3印刷に適したPDFデータ） ・設計金額内訳書（単一ファイルにまとめたPDF, Excelデータ） ・参考数量書（単一ファイルにまとめたPDF, Excelデータ） ・積算数量調書（単一ファイルにまとめたPDF, Excelデータ） ・拾い図（A3印刷に適したPDFデータ） ・各種計算書	—	■データ提出のみ	形式 ■jww ■DXF ■pdf ■Excel 媒体 CD-R等 2部

注1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。

2 「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。

3 電子データの形式は監督員との協議による。

4 縮尺の変更は監督員と協議する。

5 施工計画の留意事項の検討には、①施工計画に関しての計画概要及びその特徴、②工程計画・仮設計画の考え方、③難易度の高い技術等の施工計画、④工事に際して近隣及び第三者の影響の検討 などを含む

別紙2 適用基準等

[国：国土交通省 県：埼玉県 他：その他]

a. 共通

- 官庁施設の基本的性能基準<国>
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準<国>
- 官庁施設の総合耐震診断・改修基準<国>
- 建築物解体工事共通仕様書<国>
- 埼玉県環境配慮方針<県>
- 埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針<県>
- 埼玉県福祉のまちづくり条例<県>
- 建設副産物の手引き<県>
- 埼玉県公共事業景観形成指針<県>
- 朝霞市景観条例<他>

- 朝霞市市有施設の木造化・木質化等に関する方針<他>
- 石綿飛散防止対策マニュアル<県>
- 埼玉県非飛散性石綿含有建材解体工事ガイドライン<県>
- 埼玉県電子納品運用ガイドライン<県>
- 彩の国建設リサイクル実施指針<県>
- 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針<県>
- 埼玉県建築工事積算基準<県>
- 埼玉県建築工事共通費積算基準<県>
- 公共建築工事標準単価積算基準<国>
- 公共建築工事内訳書標準書式<国>
- 公共建築工事見積標準書式<国>
- 営繕工事積算チェックマニュアル<国>
- 朝霞市工事費内訳書作成要領

b. 建築

- 埼玉県建築工事特別共通仕様書<県>
- 建築工事設計図書作成基準<国>
- 建築工事設計図書作成基準の資料<国>
- 建築設計基準<国>
- 建築設計基準の資料<国>
- 建築構造設計基準<国>
- 建築構造設計基準の資料<国>
- 建築工事標準詳細図<国>
- 構内舗装・排水設計基準<国>
- 構内舗装・排水設計基準の資料<国>
- 公共建築数量積算基準<国>
- 建築工事監理指針<国>
- 建築改修工事監理指針<国>
- 公共建築工事標準仕様書<国>

c. 設備

- 埼玉県電気設備工事特別共通仕様書<県>
- 埼玉県機械設備工事特別共通仕様書<県>
- 建築設備計画基準<国>
- 建築設備設計基準<国>
- 建築設備工事設計図書作成基準<国>
- 公共建築設備工事標準図<国>
- 雨水利用・排水再利用設備計画基準<国>
- 建築設備耐震設計・施工指針<他>
- 建築設備設計計算書作成の手引<国>
- 空気調和システムのライフサイクルコストマネジメントガイドライン(LCEM)<他>
- 公共建築設備数量積算基準<国>
- 公共建築工事標準仕様書<国>

※年版等については、設計時における最新版を採用することとする。